

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 20 日

郡上市長　日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

明宝・寒水地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 16 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

10 経営体数

法人	0 経営体
個人	10 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区的課題

- ・農業後継者がいない又は不明で、農地を貸したいと考えている農家所有の農地について、今後遊休農地化を防止するため、農地維持の在り方について集落及び担い手による協議が必要である。
- ・担い手の営農計画について協議し、担い手の後継者不足が課題であり、次の担い手づくりについて地域全体で協議することが必要である。
- ・集落全体の農地維持について集落住民の理解と協力を求める必要があり、担い手との役割分担を明確にする必要がある。国交付金の継続活用と持続可能な活動体制づくりについて協議する必要がある。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・寒水地区の水田及び畑地利用は、アンケート調査で農業経営を維持すると回答した農家を中心として行う。営農ができなくなるような農家の経営農地は地区代表者又は担い手に相談する。
- ・今後、個人農家で農地が維持できない場合は、地区代表者や担い手との協議により貸し出しを検討する。担い手に農地を貸し出す際には地権者の理解を得ながら農地中間管理機構を活用した中間管理権の設定を推進する。また、次の担い手づくりに向けて

担い手の営農計画を確認しながら、地区内及び地区外との連携を含めた協議を図る。

- ・今回の人・農地プラン策定を通じて、農家同士で将来の経営農地について協議を行った。今後、現役農家や担い手の営農支援を目的とした国交付金や機構事業を活用し、農業後継者づくりだけでなく地域住民も含めた農地保全の必要性について継承するための協議体制づくりを進める。

6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

- ・農地の貸付け等の意向

アンケート調査の結果、新たに貸付け等の意向が確認された農地は、3.0haである。今後、遊休農地にならないよう営農を希望する担い手を探しながらマッチングを進める。マッチングを進めるにあたり、担い手の経営効率を重視した農地転換等についても担い手間で協議しながら農地管理を行う。

- ・農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地貸付を検討することと合わせて、農地中間管理事業について集落の理解を図りながら、理解を得られた地権者から中間管理権の設定を図る。中間管理権設定については集落及び担い手にメリットのある国支援事業の活用を協議しながら進める。

- ・次の担い手づくりに向けた方針

集落農地を維持するため、集落の理解と協力を得ながら営農を継続する個人農家や担い手の支援に努める。特に農機の取得、新たな人材確保などの課題解消に向けて地区内だけでなく地区外の集落農家や担い手と協議を図りながら地区の農地維持について検討する。

- ・基盤整備への取組方針

個人農家や担い手の農作業効率を向上させるため、客土や暗渠排水工事等の着手に向けて国県事業を活用するため関係機関や地区内との協議を進める。

- ・中山間地域等直接支払交付金の活用による営農環境整備の取り組み方針

個人農家や担い手の営農支援を継続するため、交付金の活用により農地法面の崩壊防止のための定期点検や水路清掃、草刈り実施、用排水路・農道の管理について活動を推進する。

- ・多面的機能支払交付金の活用による農地維持の取り組み方針

多面的機能活動組織を中心として集落住民の協力を得ながら用水路、農道、法面の適正管理のため、定期的な見回りの実施及び必要に応じた修繕を継続して行う。